

第13回情報公開委員会検討部会議事概要

平成23年11月2日
独立行政法人日本原子力研究開発機構

1. 日時 平成23年7月29日（金） 13:30～15:30
2. 場所 桜田ビル 801号室
(〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目1番3号)
3. 出席者
- | | | |
|-----|-------|---------------------|
| 部会長 | 棟居 快行 | 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授 |
| 委員 | 碧海 西葵 | 消費生活アドバイザー |
| 委員 | 浅田 正彦 | 京都大学 大学院 法学研究科 教授 |
| 委員 | 市村 元 | 関西大学 社会学部 客員教授 |
| 委員 | 高後 元彦 | 弁護士 |
| 委員 | 鈴木 秀美 | 大阪大学 大学院 高等司法研究科 教授 |
| 委員 | 高橋 明男 | 大阪大学 大学院 法学研究科 教授 |
| 委員 | 山本 康典 | 日本原子力文化振興財団 フェロー |

4. 議題

- (1) 第12回情報公開委員会検討部会議事概要について
- (2) 開示請求対応状況について（平成22年5月26日以降）
 - ①もんじゅ近傍で発生した地震に係わる地震波について
 - ②人形峠製レンガ等に関する請求対応について
 - ・ウラン残土レンガ加工場建設、製造、輸送（搬出先）に係る起案書、支払代金、頒布代金に関する文書
 - ・岡大等とのウラン鉱山跡措置アンケートに係る契約、支払等の文書
 - ・放射性廃棄物、解体廃棄物及び六フッ化ウランに係る貯蔵の保安関係文書
 - ・岡大、津山高専及び関連企業との契約文書
 - ・交際費・会議費及び協賛、組織対策（漁協、町内会等）費の支払いに係る決裁文書
 - ・RI・研究所廃棄物処理、処分に係る全ての文書
 - ③高速原型炉燃料集合体及び炉心構成要素設計用物性値集
 - ④燃料挙動解析コードCEDAR-II マニュアル
 - ⑤東北関東地震被害に係る写真、ビデオ及び国への報告等の文書
 - ⑥内部被ばく検査記録
- (3) 平成22年度開示請求対応状況について
- (4) その他

5. 配布資料

- 部会 1 3 - 1 第 1 2 回情報公開委員会検討部会議事概要
- 部会 1 3 - 2 もんじゅ近傍で発生した地震に係わる地震波に関する請求対応について
- 部会 1 3 - 3 人形峠製レンガ等に関する請求対応について
- 部会 1 3 - 4 研究報告書類に関する請求対応について（敦賀本部）
- 部会 1 3 - 5 研究報告書類に関する請求対応について（東海研究開発センター）
- 部会 1 3 - 6 東日本大震災被害の写真、ビデオ、国への報告等に関する請求対応について
- 部会 1 3 - 7 内部被ばく検査記録に関する請求対応について
- 部会 1 3 - 8 平成 2 2 年度の開示請求対応について

6. 議事要旨

(1) 第 1 2 回情報公開委員会検討部会議事概要について

事務局から、資料（部会 1 3 - 1）に基づき、第 1 2 回情報公開委員会検討部会議事概要について報告があり、確認がなされた。

(2) 開示請求対応状況について（平成 2 2 年 5 月 2 6 日以降）

主管部署及び事務局から、資料（部会 1 3 - 2 ～部会 1 3 - 7）に基づき、開示請求対応状況について説明があり、委員から以下の質問がなされた。

[人形峠製レンガ等に関する請求対応について]

（委員）人形峠環境技術センターの敷地図が不開示となっているが、この図は公開していないか。

（機構）当該図は内規である保安規定に掲載されているものであり、核物質防護の観点から公開していない。

（委員）労働条件通知書に記載のある専門業務型裁量労働制が無い場合の各種労働条件の記載について、始業・終業の時刻等が不開示となっているが、これは通常時の労働時間であるため、不開示にする必要がなかったのではないか。

（機構）勤務時間等については、規定類で原則的に定められてはいるが、本人の申立て等により、変更することも可能な場合がある。このため、当該情報についても、個人に係る情報として不開示とした。

[東日本大震災被害の写真、ビデオ、国への報告等に関する請求対応について]

（委員）原子力機構の内線番号が事務・事業情報にて不開示となっているが、具体的にどのような考え方によるものなのか。

（機構）営業目的の電話など外部からの働きかけにより、業務遂行の妨げになり、また、緊急時にあたっては必要な連絡に支障をきたすなど、機構の業務に支障を及ぼすおそれがあることから、事務・事業情報にて不開示とした。

（委員）地震被害の写真については、現場にて同じ箇所の被害写真が何枚も撮られることによって、対象文書が大量になると推測されるが、その辺りについては、請求者とどのように調整をしたのか。

（機構）各被害箇所の代表的な写真については、事故や災害時に対策をとるために設置される「対策本部」に提出されるため、この「対策本部」に存在する写真を特定し、補正手続きによって請求者に確認をした上で、対象となる写真を決めた。

(委員) 写真等の電磁的記録については、データベースとして整理され、開示請求の際にすぐに特定できるようになっているのか。最近は、法人文書が電磁的記録である場合が増加しているため、特定されやすいような電磁的記録の整理が必要であると思う。

(機構) 紙文書の場合、ファイリングする等管理が容易であるが、電磁的記録の場合は、通常パソコンやサーバー上に法人文書が存在しており、整理が難しく、特定に時間を要している。今後は、電磁的記録の文書管理についても充実させていきたい。

[内部被ばく検査記録に関する請求対応について]

(委員) 個人の被ばく線量等を開示しても、一般の人からは個人を特定できないのではないか。

(機構) 一般の人からは個人を特定することは難しいが、実際の作業は小規模集団で実施されており、その小規模集団にて作業を行っている作業員は、自分以外の作業員が行っている業務内容を把握することも可能である。このため、その業務内容における作業環境や作業内容から、どの値がどの作業員のものか、その集団内で識別できる可能性があり、個人識別情報として、不開示とした。

(委員) 特定会社の意見書の内容が、機構での不開示判断と一致しているが、意見書の内容をそのまま判断基準としたのか。

(機構) 意見書の内容については、機構での判断基準の一助としたが、最終的な開示・不開示については、機構で判断した。

(委員) 福島第一原子力発電所における最近の事態を踏まえ、原子力機構も一層の透明化を進めていかなければならないと思う。情報公開に関しても、これを意識して進めていって欲しい。

(機構) 拝承。

(3) 平成22年度開示請求対応状況について

事務局から、資料(部会13-8)に基づき、平成22年度の開示請求対応について、報告があり、確認がなされた。

以上